

令和6年医師・歯科医師・薬剤師の届出について

本年は、2年に1度の届出年です。

届出は、令和7年1月15日（水）までにお近くの保健所へ

日本国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師の方は、2年に1度、12月31日現在における住所地、従業地、従事している業務の種別等、医師法、歯科医師法、薬剤師法で規定されている事項について、届け出ることが義務付けられています。

本年はその届出年に当たりますので、所定の届出票に記入の上、令和7年1月15日（水）までに、原則として住所地の保健所まで提出してください。

複数の従事先がある場合には、1枚の届出票に主たる従事先及び従たる従事先を記入して提出願います。12月31日現在就労していない場合であっても、届出票の提出漏れのないようお願いいたします。

この届出を活用し、公的統計である「医師・歯科医師・薬剤師統計」の集計・公表を行い、その集計結果は今後の厚生労働行政の大切な基礎資料となります

インターネットによるオンライン届出が可能です。次回以降の入力が簡便になるので、積極的に活用してください。

届出票は、保健所から届出義務者の住所に送付、又は勤務先等を通じて届出義務者に配布されますが、厚生労働省ホームページからダウンロードすることも可能です。

【厚生労働省ホームページ】

「医師・歯科医師・薬剤師の皆さまに届出のお願い」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryujijisha-todokede-sys.html

また、2年ごとに届出を行わないと「医師等資格確認検索システム」及び「薬剤師資格確認検索システム」に氏名等が掲載されません。

（医師・歯科医師 https://licenseif.mhlw.go.jp/search_isei/）

（薬剤師 https://licenseif.mhlw.go.jp/search_iyaku/）

【お問合せ先はこちら】

保健所名称	所管市町村	所在地	電話番号
盛岡市保健所	盛岡市	盛岡市神明町 3-29	019-603-8302
県央保健所	八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町	盛岡市内丸 11-1	019-629-6564
中部保健所	花巻市、北上市、遠野市、西和賀町	花巻市花城町 1-41	0198-22-2331
奥州保健所	奥州市、金ヶ崎町	奥州市水沢大手町 5-5	0197-22-2861
一関保健所	一関市、平泉町	一関市竹山町 7-5	0191-26-1415
大船渡保健所	大船渡市、陸前高田市、住田町	大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9913
釜石保健所	釜石市、大槌町	釜石市新町 6-50	0193-25-2702
宮古保健所	宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村	宮古市五月町 1-20	0193-64-2218
久慈保健所	久慈市、普代村、野田村、洋野町	久慈市八日町 1-1	0194-53-4987
二戸保健所	二戸市、軽米町、九戸村、一戸町	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9206